

## 西区環境キャラクターの使用に関する要綱

平成 26 年 6 月 18 日 西区長決裁

### (総則)

第 1 条 この要綱は、西区環境キャラクターさんかくやまベェの使用に関して必要な事項を定め、その適正な使用かつ積極的な活用を促進することにより、環境に配慮した生活や環境活動が継続発展するまち西区の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における定義は次のとおりとする。

- (1) 「やまベェ」とは、西区環境キャラクターさんかくやまベェに関するすべての総称をいう。
- (2) 「やまベェの意匠」とは、別図 1 に定めるデザインのほか、札幌市が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 61 条第 1 項の規定により、著作者より著作権を譲り受けたデザインとする。
- (3) 「やまベェの着ぐるみ」とは、別図 2 に掲げる着ぐるみとする。

### (使用申請)

第 3 条 やまベェの意匠又は着ぐるみは、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 やまベェの意匠又は着ぐるみを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「意匠・着ぐるみ使用申請書」（様式 1）を西区長に提出し、承認を得なければならない。ただし、意匠の使用申請については、次の各号のいずれかに該当するときは、その限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 西区内の町内会等の地域団体が、まちづくりに資する活動に使用するとき。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
- (4) 著作権法で定められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (5) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (6) その他、区長が認めるとき。

- 3 前項の使用申請書には、やまべエの意匠又は着ぐるみを使用しようとする事業の企画書及びやまべエを使用した見本、その他西区長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 やまべエの意匠を使用する場合、その色及びポーズは原則として定められたものを使用することとする。ただし、やまべエのイメージを損なわない限りは変更を加えての使用（独自に立体化する場合や製品を作る場合も含む。）を認めることとし、その場合、使用申請者は「意匠変更使用申請書」（様式2）により申請し、西区長の承認を得たうえで使用できるものとする。なお、やまべエの意匠について、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。

（意匠及び着ぐるみの使用承認）

第4条 西区長は、前条第2項又は同条第4項の規定による申請に対し、やまべエの意匠または着ぐるみの使用を承認するときは、「使用承認通知書」（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

- 2 西区長は、前項の承認に際し、条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第5条 西区長は、次の各号の一に該当するときは、やまべエの意匠または着ぐるみの使用を不承認とすることができる。

- (1) 西区及びやまべエのイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認めるとき。
  - (2) 西区役所が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、西区長が不適切な使用と認めるとき。
- 2 西区長は、前項の規定により使用を不承認とするときは、「使用不承認通知書」（様式4）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第6条 やまべエの意匠使用期間は、一の行事又は企画の開始から終了までとする。な

お、それを超える場合は、当該期間の満了日までに第3条第2項又は同条第4項の規定による申請を行い、第4条第1項の規定による使用の承認を受けなければならない。

2 やまベェの着ぐるみの使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて7日以内とする。

(使用料)

第7条 やまベェの意匠又は着ぐるみの使用料は、当分の間、無料とする。

(経費等の負担)

第8条 西区役所は、この要綱による使用申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を原則負担しない。

(使用上の遵守事項)

第9条 やまベェに関する一切の権利及び権限は札幌市に属し、やまベェの意匠又は着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）第3条第1項の規定による意匠登録又は商標法（昭和34年法律第127号）第3条第1項の規定による商標登録をしないこと。
- (4) 「西区環境キャラクターさんかくやまベェ」もしくは別図3に定める「©札幌市西区」又は「©NISHI WARD SAPPORO」（以下「キャラクター表記」という。）のいずれかを表示し、西区の環境キャラクターであることを明記すること。ただし、西区長がキャラクター表記の表示を不要と判断した場合はこの限りではない。
- (5) 使用者は、やまベェの意匠を使用して作成した最終成果物（以下「二次的著作物」（著作権法第2条第1項第11号に規定する二次的著作物をいう。）という。）を西区長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、二次的著作物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 使用者は、前号に規定する二次的著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条

に規定する権利を含む。)を、札幌市に帰属させること。

- (7) 使用者は、やまベエの着ぐるみの使用に際し、別に定める取扱説明書の記載内容を遵守し、常に良好な状態で管理し、また適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、原状回復に努めなければならない。

(承認内容の変更申請)

第10条 使用者は、承認を受けた意匠等の使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「使用内容変更申請書」(様式5)を西区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 西区長は、前項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、「使用内容変更承認通知書」(様式6)又は「使用内容変更不承認通知書」(様式7)により、使用者に通知するものとする。

3 西区長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に際し、条件を付すものとする。

(承認の取消)

第11条 西区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) その他西区長が取り消し又は中止することについて適当と認めるとき。

2 西区長は、前項の規定により取り消し又は中止させるときは、「使用承認取消・使用中止通知書」(様式8)により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消し又は中止を受けた者(以下「被取消者」という。)は、やまベエの意匠又は着ぐるみを使用してはならない。

4 第1項の規定による取り消し若しくは中止により被取消者に生じた損害について、西区役所は一切の責任を負わないものとする。

5 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により西区役所に生じた損害を賠償しなければならない。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第 12 条 西区役所は、やまベエの意匠又は着ぐるみの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、やまベエの意匠又は着ぐるみの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、西区役所に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、やまベエの意匠又は着ぐるみの使用に際して故意または過失により西区役所に損害を与えた場合は、その損害を西区役所に賠償しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほかやまベエの意匠又は着ぐるみの使用に関し必要な事項は、西区長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

意匠・着ぐるみ使用申請書

札幌市西区長

(申請者)

住 所

名称・団体名

代 表 者

担 当 者

電 話 番 号

西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（意匠・着ぐるみ）を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、西区環境キャラクターの使用に関する要綱に従います。

使 用 目 的 (※1)、(※2)		
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
営利又は非営利の別	営 利 ・ 非 営 利	
商 品 名 ・ 販 売 価 格 (非営利の場合は、記入不要) (※3)	商 品 名	
	販 売 価 格	円
	販 売 場 所	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 使用見本（現物又は写真等） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(※1)「意匠」使用希望の場合は、掲載箇所や配布・掲示場所、配布数、印刷数等を具体的に記載してください。(例：「〇〇イベントPR用チラシに掲載し、▲▲に□□部配布するため」等)

(※2)「着ぐるみ」使用希望の場合は、使用する事業名称や開催日時・場所等、具体的に記載してください。(例：「〇月〇日に▲▲で開催する□□イベントで使用するため」等)

(※3)物販会場等で「着ぐるみ」を使用する場合についても、同会場で販売予定の商品名等を記載してください。

令和 年 月 日

意匠変更使用申請書

札幌市西区長

(申請者)

住 所

名称・団体名

代 表 者

担 当 者

電 話 番 号

西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の意匠に変更を加えて使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、西区環境キャラクターの使用に関する要綱に従います。

使 用 目 的 (※1)		
変 更 内 容 (※2)		
使 用 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
営利又は非営利の別	営 利 ・ 非 営 利	
商品名・販売価格 (非営利の場合は、記入不要)	商 品 名	
	販 売 価 格	円
	販 売 場 所	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 使用見本 (現物又は写真等) <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(※1) 掲載箇所や配布・掲示場所、配布数、印刷数等を具体的に記載してください。(例:「〇〇イベントPR用チラシに掲載し、▲▲に□□部配布するため」等)

(※2) デザインを描き加える(例:やまベェに服を着せる)又は形状を変える(例:逆さまにする、後ろ向きにする等)、立体化する(例:立体化してぬいぐるみを制作する)等、具体的に記載してください。

使用承認通知書

令和 年 月 日

札幌市西区長

《申請者名》

令和 年 月 日付で申請がありました西区環境キャラクター「さんかくやまベエ」の（ 意匠 ・ 着ぐるみ ）の使用について、下記のとおり使用を承認します。

記

使 用 者	
使 用 内 容	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
注 意 事 項	<p>1 使用にあたっては、「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」を熟読のうえ、適切に使用してください。</p> <p>2 「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」に定める事項に違反した場合は、この使用承認を取り消すことがあります。</p> <p>3 承認を得た権利の譲渡又は転貸を禁止します。</p> <p>4 使用にあたって、自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、西区はその責を負わないものとします。</p> <p>5 その他、下記担当課職員の指示に従ってください。</p> <p style="text-align: right;">担当：西区地域振興課 TEL011-641-6926</p>



使用不承認通知書

令和 年 月 日

札幌市西区長

《申請者名》

令和 年 月 日付で申請がありました西区環境キャラクター「さんかくやまベエ」の（ 意匠 ・ 着ぐるみ ）の使用について、下記のとおり使用を不承認と決定します。

記

申 請 者	
申 請 内 容	
不 承 認 決 定 理 由	以下の不承認決定理由のうち、( )に該当するため。  (1) 西区及び「やまベエ」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認められるとき。  (2) 西区役所が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。  (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。  (4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。  (5) 前各号に掲げるもののほか、西区長が不適切な使用と認めるとき。
そ の 他	

令和 年 月 日

使用内容変更申請書

札幌市西区長

(申請者)

住 所

名称・団体名

代 表 者

担 当 者

電 話 番 号

令和 年 月 日付で承認された西区環境キャラクター「さんかくやまベエ」の（意匠・着ぐるみ）の使用内容を変更して使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、西区環境キャラクターの使用に関する要綱に従います。

変 更 内 容  〔 変更する内容を 全て具体的に記載 してください。 〕	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 企画書（変更後） <input type="checkbox"/> 使用見本（変更後の現物又は写真等） <input type="checkbox"/> その他（ ）

使用内容変更承認通知書

令和 年 月 日

札幌市西区長

《申請者名》

令和 年 月 日付で申請がありました西区環境キャラクター「さんかくやまベエ」の（ 意匠 ・ 着ぐるみ ）の使用内容変更について、下記のとおり承認します。

記

使 用 者	
使 用 内 容 ( 変 更 後 の 内 容 )	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
注 意 事 項	<p>1 使用にあたっては、「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」を熟読のうえ、適切に使用してください。</p> <p>2 「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」に定める事項に違反した場合は、この使用承認を取り消すことがあります。</p> <p>3 承認を得た権利の譲渡又は転貸を禁止します。</p> <p>4 使用にあたって、自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、西区はその責を負わないものとします。</p> <p>5 その他、下記担当課職員の指示に従ってください。</p> <p style="text-align: right;">担当：西区地域振興課 TEL011-641-6926</p>

使用内容変更不承認通知書

令和 年 月 日

札幌市西区長

《申請者名》

令和 年 月 日付で申請のありました西区環境キャラクター「さんかくやまベエ」の（ 意匠 ・ 着ぐるみ ）の使用内容変更について、下記のとおり不承認と決定します。

記

申 請 者	
申 請 内 容 ( 変 更 内 容 )	
不 承 認 決 定 理 由	以下の不承認決定理由のうち、 <u>( )</u> に該当するため。  (1) 西区及び「やまベエ」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認められるとき。  (2) 西区役所が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。  (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。  (4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。  (5) 前各号に掲げるもののほか、西区長が不適切な使用と認めるとき。
そ の 他	

使用承認取消・使用中止通知書

令和 年 月 日

札幌市西区長

《申請者名》

令和 年 月 日付で承認した西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（ 意匠 ・ 着ぐるみ ）の使用について、下記のとおり使用の（ 取消 ・ 中止 ）を決定します。

記

使 用 者	
使 用 内 容	
取消・中止決定理由	以下の取消・中止決定理由のうち、 <u>（ ）</u> に該当するため。 (1) 「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」に違反したとき又は違反することが判明したとき。 (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。 (3) その他西区長が取り消し又は中止することについて適当と認めるとき。
そ の 他	

別図 1



別図 2



別図 3

©札幌市西区

©NISHI WARD SAPPORO